

朝霞市における分野別の圏域等

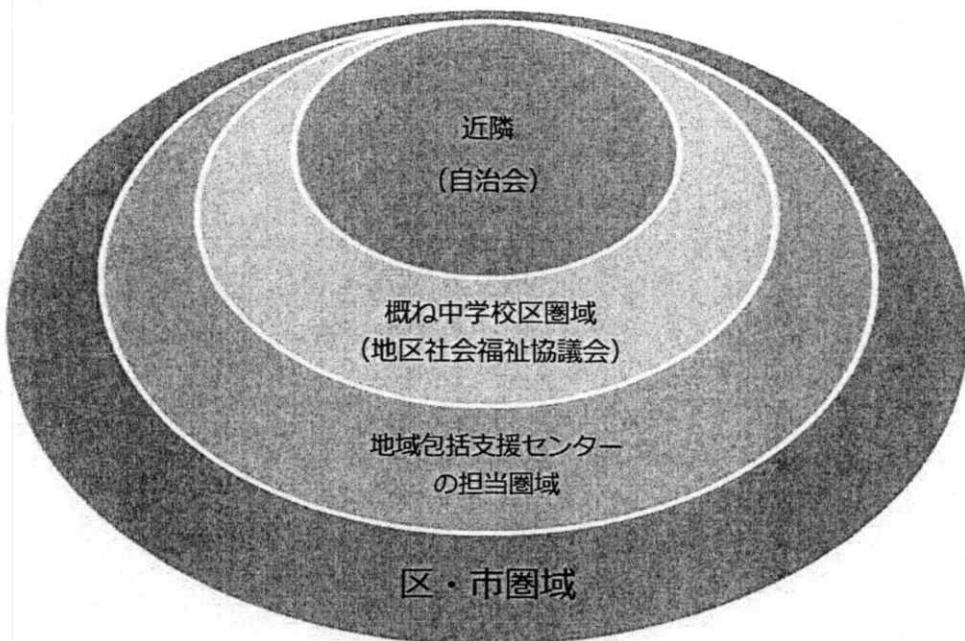
分野	計画名等	圏域数	設定等
子ども・子育て	朝霞市子ども・子育て支援事業計画	1 圏域	・教育・保育提供区域 ・教育・保育を提供する施設、交通の利便性、効率的な資源の活用などから1圏域
	小学校通学区域	10 学校区	朝霞第一小学校～朝霞第十小学校
	中学校通学区域	5 学校区	朝霞第一中学校～朝霞第五中学校
障害のある人	第5次朝霞市障害者プラン・第5期朝霞市障害福祉計画	1 圈域	市内全域
高齢・介護	第7期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	5 圈域	第1圏域（内間木苑） 第2圏域（つつじの郷） 第3圏域（モーニングパーク） 第4圏域（ひいらぎの里） 第5圏域（朝光苑）
その他	朝霞市民生委員児童委員地区割	6 地区	東部、西部、南部、北部、東北部、南西部
	自治会・町内会	8 区	1区から8区 (運営上必要な区域割)
	朝霞市都市計画マスター プラン	5 地区	・内間木地区、東部地区、西部地区、南部地区、北部地区 ※朝霞市公共施設等総合管理計画における地区割りと同じ ※第2期・第3期地域福祉計画のアンケート報告書における集計・分析のための地区区分と同じ

新座市・志木市・和光市の第3期地域福祉計画における圏域

市名	圏域名	圏域数	設定根拠・理由等
新座市	地域福祉圏域	6地区	・民生委員・児童委員協議会の6地区を基本に設定
志木市	日常生活圏域	5圏域	・5つの生活圏域（東上線、県道、柳瀬川などにより） ・地域包括支援センター（5圏域）
和光市	日常生活圏域	3圏域	・介護分野の日常生活圏域（準中学校区） ・保健福祉分野の各計画における圏域を統一する（準中学校区）
朝霞市	—	—	—

(4) 地域福祉の圏域の考え方

この計画では、4つの段階的な圏域を福祉圏域として捉え、各圏域での役割を明確にしながら、相互に機能強化を図ることにより、地域福祉を重層的に機能させて、地域福祉を推進します。



<地域福祉計画における4層の圏域>

圏域	圏域の役割
近隣(自治会がある圏域)	<ul style="list-style-type: none"> 地域における見守りや援助活動があり、一部の役員だけでなく、多くの個人・団体が主体的に参加（自治会、民生委員・児童委員、子ども会等） 対象を限定しないサロン（居場所）や見守りネットワーク活動、軽微な生活支援 生活課題等の検討の場で市社協・保健師等が参加
概ね中学校区圏域 (地区社会福祉協議会がある圏域)	<ul style="list-style-type: none"> 住民（地区社会福祉協議会等）によるなんでも相談窓口、近隣で発見した気になる人の問題が持ち込まれ、解決策を検討 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や保健師等のエリア担当専門職と住民がつながった、ワンストップ体制（地域の事業所、NPO法人、企業等） 住民、ボランティア等の活動拠点を確保
地域包括支援センターの担当圏域	<ul style="list-style-type: none"> 医療、福祉（高齢、障がい、児童、困窮）、介護、教育、市民協働、交通、住宅、防災等の関係部局と住民組織が、地域の生活・福祉課題を定期的に話し合う場
区・市圏域	<ul style="list-style-type: none"> 行政代表者と住民代表者による総合調整、施策化、計画立案の場

地域福祉計画(ほっとネット)における福祉圏域の考え方

1 福祉圏域の設定

地域福祉を推進するために必要な取組や仕組づくりを効果的に展開していくための地域の範囲として、『福祉圏域』を設定しています。

計画推進のために、市民や事業者・団体、行政などが役割分担をし、小域福祉圏、基幹福祉圏、市域の三層構造の福祉圏域を設定している。

第 1 層	小域福祉圏	小学校通学区域	20地区
	地域福祉は可能な限り身近な小範囲で福祉活動が行われることが理想であることから、小学校通学区域を小域福祉圏とする。		
第 2 層	基幹福祉圏	日常生活圏域	4 地区
	「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の日常生活圏域の4地区（中部、南部、西部、北東部）とし、地域福祉コーディネーターを配置し、小域福祉圏における支え合い活動の活発化を促進するための支援を行う。		
第 3 層	—	市域	市全域
	地域福祉の総合推進、総合調整を行う。		

◆福祉圏域のイメージ図

